

◆令和 6 年度の保険料率（年額）一覧表

段 階	保 険 料 率	対 象 者 の 区 分
1	22,060円 (基準額×0.285)	・世帯全員が市町村民税非課税で、本人は老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額※1 と公的年金等所得を除く合計所得金額（マイナスの場合は0円で計算します。）の合計額が80万円以下の人
2	32,900円 (基準額×0.425)	・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額※1 と公的年金等所得を除く合計所得金額（マイナスの場合は0円で計算します。）の合計額が80万円超え120万円以下の人
3	51,480円 (基準額×0.665)	・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額※1 と公的年金等所得を除く合計所得金額（マイナスの場合は0円で計算します。）の合計額が120万円超えの人
4	66,180円 (基準額×0.855)	・市町村民税課税者がいる世帯で、本人は市町村民税非課税かつ本人の前年の課税年金収入額※1 と公的年金等所得を除く合計所得金額（マイナスの場合は0円で計算します。）の合計額が80万円以下の人
5	77,400円 (基準額)	・市町村民税課税者がいる世帯で、本人は市町村民税非課税かつ本人の前年の課税年金収入額※1 と公的年金等所得を除く合計所得金額（マイナスの場合は0円で計算します。）の合計額が80万円超えの人
6	92,880円 (基準額×1.20)	・本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が120万円未満の人
7	100,620円 (基準額×1.30)	・本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人
8	116,100円 (基準額×1.50)	・本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人
9	131,580円 (基準額×1.70)	・本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人
10	147,060円 (基準額×1.90)	・本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人
11	162,540円 (基準額×2.10)	・本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人
12	178,020円 (基準額×2.30)	・本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人
13	185,760円 (基準額×2.40)	・本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満の人
14	193,500円 (基準額×2.50)	・本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が820万円以上920万円未満の人
15	201,240円 (基準額×2.60)	・本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が920万円以上の人

※1 課税年金収入額とは

市町村民税の課税対象とされる公的年金等(所得税法第35条第3項)の収入金額のことで、遺族年金、障害年金、老齢福祉年金などは含みません。

- ・地方税法上の合計所得金額とは、地方税法第292条第1項第13号に規定されており、給与所得や事業所得、雑所得（公的年金等含む。）等の総所得金額（繰越控除前）、分離課税の譲渡所得金額（特別控除前）、分離課税の上場株式等に係る配当所得の金額（繰越控除前）、株式等に係る譲渡所得等の金額（繰越控除前）、先物取引に係る雑所得等の金額（繰越控除前）、山林所得金額及び退職所得金額の合計額をいいます。
- ・租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除とは、以下の規定の特別控除をいいます。
租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条